

(平成22年6月30日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から同年9月まで

私は、両親に国民年金の加入手続をしてもらい、その後、結婚するまでの間は、両親が私の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたことを記憶している。当時は、現在のように納付書により保険料を納付する方法ではなく、地区ごとに納付組合があり、組合員が当番で国民年金保険料の集金を行い、集金した保険料を組合長の自宅まで届けていた。

国民年金保険料を納付し始めた後に未納期間があるのは考えられず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回かつ3か月間と短期間であるとともに、申立期間以後の国民年金加入期間に未納は無く、申立人は、婚姻後も国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付するなど、国民年金加入後は未加入(未納)期間が生じないように努めていた状況がうかがえる。

また、申立期間前後の期間は、国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、自分達の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の両親は申立期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、申立人の申立期間の国民年金保険料のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、オンライン記録では、申立期間が未納とされていることから、申立人には本来、特殊台帳が存在する必要があるが、同台帳は存在しておらず、申立人の納付記録が適切に管理されていない状況が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年8月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月から39年3月まで  
② 昭和43年1月から44年3月まで

私は、昭和43年8月にA市からB町に住所を移し、翌年の44年4月から納税組合を通じて保険料の納付を始めた。

昭和46年であったと記憶しているが、B役場から特例納付保険料の納付を奨める回覧板がきたので、C銀行で預金をおろし、金額は記憶していないが、当時未納とされていた期間の保険料を、何回かに分けて納付したと思う。

これで満額の国民年金がもらえると安心していたのに、未納期間があるとされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が保険料を納付した時期として主張している昭和46年は、第1回の特例納付実施時期である上、当該期間は国民年金の強制加入期間であったことから、特例納付が可能であったと考えられ、「B役場からの回覧板で特例納付を知り、C銀行で預金を引き出し、何回かに分けて保険料を納付した。」とする申立内容は、基本的に信用できる。

また、申立人に申立期間以降の未納期間はなく、申立人の夫も、「妻は、特例納付に係る金額の用だてをしていたことを記憶している。」と証言するなど、申立内容に関して不自然な点は見当たらない。

さらに、既に納付済みとされている申立期間①直後の昭和39年度の保険料は、申立人が当時居住していた可能性のある市町として名前を挙げたD町、E市及びF市のいずれにも納付記録が見当たらないこと、及び申立人は、「昭和44年から国民年金保険料を納付し始めた。」と主張していることから、特例納付された期間の一部であったと考えられ、特例納付保険料

は、先に経過した期間から納付することとされていたことなどから判断すると、申立期間①の保険料については、昭和 39 年度の国民年金保険料と同時に特例納付されたか、それ以前に既に納付済みであったと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であったことから、市町村窓口において、当該期間について、国民年金の強制加入期間ではないため特例納付の対象とはならない旨教示されていたものと考えられ、当該期間の納付書は発行されなかったと考えるのが自然である。

また、申立人が、当該期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 8 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 宮崎厚生年金 事案399

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和63年5月1日付けでB社から関連会社であるA社に異動した。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録によると、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。昭和63年5月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の任命簿及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、昭和48年4月1日から現在までの期間においてB社及びその関連会社に継続して勤務(昭和63年5月1日にB社からA社に異動)していることが確認できる。

また、当時のA社の給与担当者が、「申立期間の厚生年金保険料は翌月控除していた。昭和63年5月1日にB社からA社へ異動した申立人を含む4人については、継続して厚生年金保険料を給与から控除していたので、厚生年金保険被保険者資格の取得日を同日として届出を行うべきところを同年6月1日と誤って届け出た。」と供述していることから判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年6月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録から、A社は、昭和63年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

しかし、商業登記簿によれば、同社は、昭和63年4月1日に株式会社として設立登記されており、申立人及び同僚の供述などから、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の厚生年金保険事務担当者が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった日付けを誤って昭和63年6月1日として届け出たことを認めており、社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間について厚生年金保険の適用事業所に該当しない期間として記録されていたことから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年7月1日に、資格喪失日に係る記録を同年8月30日とし、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行してないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月1日から同年8月31日まで  
② 昭和49年2月1日から同年8月1日まで  
③ 昭和49年8月1日から50年1月1日まで

申立期間①について、私は昭和45年6月にB社を退職後、A社に入社試験を受けて入社し、同社製造部門で白いキャップと長靴を着用し、食器洗いに従事していた。

また、当時、会社では、社内文書がすべて特殊な記載方法であったことを覚えている。

申立期間②について、昭和49年頃、C市のD社E支店を退職後、私の郷里であるF県に転居し、D社G支店で営業職として勤務していた。

申立期間③について、昭和49年頃、D社G支店を退職後、同社での経験を生かして、H社I営業所で、営業職として勤務していた。

社会保険事務所(当時)に照会したところ、すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない旨の回答を得た。

すべての申立期間について、勤務していたことは間違いのないので、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、申立人と同じ同社製造部門に勤務していたとする二人が、「当時、白いキャップに白い長靴で食器洗いを行っていた。」と供述し、商業登記簿謄本に記載された役員の一人が、「当時、当社の社内文書は、すべて申立にある記載方法であった。」と供述していることなどから判断すると、申立人が、申立期間①当時、同社に勤務していたことが認められる。

また、前述の役員が、「従業員は全員厚生年金保険に加入させていた。」と供述しており、申立人と同じA社製造部門に勤務していたとする前述の同僚はいずれも、「厚生年金保険には全員が加入し、試用期間は無かった。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる同僚らについて、厚生年金保険被保険者の資格を取得した時期が、それぞれが供述する入社時期と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①当時、A社において給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、A社で、申立人と同じ同社製造部門に勤務していたとする同僚の資格取得時（昭和45年5月1日）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の記録は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人に係る記録が失われたとは考え難い上、社会保険事務所が被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、D社G支店の上司であったとされる者及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の戸籍の附票からG支店の所在地であるJ市への転入日が昭和47年11月1日、K市に転出した日が49年3月12日と記載されていることから判断すると、申立人が申立期間②のうち、49年3月12日から同年8月1日までの期間において、D社G支店に勤務していたとは考え難い。

また、申立人は、「D社G支店においては営業職として勤務していた。」と主

張しているところ、同社は、「営業職は委任契約とし、厚生年金保険には加入させていなかった。当社が保管する厚生年金保険の被保険者について記載した『社会保険カード』に、申立人に係る当社G支店での厚生年金保険の被保険者記録は無く、同カードに記録が無い者について、給与から厚生年金保険料を控除することは無い。」と供述している。

さらに、D社G支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、申立期間②においては、整理番号に欠番も無い。

- 3 申立期間③について、申立人の勤務内容に係る具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が、H社I営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、H社は、「営業職は、見習期間を経過した後に、営業成績によって正社員、準社員及び委託販売社員に分かれ、正社員以外の者については厚生年金保険に加入させていなかった。当社が保管する健康保険喪失台帳に申立人の氏名は無く、同台帳に氏名の記載が無い者について、給与から厚生年金保険料を控除することは無い。」と供述している。

また、H社I営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人が名前を挙げた上司について厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、前述の被保険者原票に申立人の氏名は無く、申立期間③においては、整理番号に欠番も無い。

- 4 申立期間②及び③について、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書及び所得税源泉徴収票等の資料は無く、このほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を38年8月25日に、資格喪失日に係る記録を39年4月1日とし、申立期間②の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月29日から38年6月7日まで  
② 昭和38年8月25日から39年4月1日まで

申立期間①は、B市のC社に正社員として住み込みで勤務し、東北方面が担当で主に業務用機器を店舗に配達していた。当時、同社には約10人の従業員がいたと記憶している。

申立期間②は、D市のA社に正社員として住み込みで勤務し、市内に機器の集配をしていた。当時、同社には、約20人の従業員がいたと記憶している。

両申立期間について、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社の同僚の具体的供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社で、当該事業所に住み込みで勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「A社は、給料が良く、布団一枚ですぐ入寮でき、A社からも『明日から来てくれ。』と採用が決まっていたので、前会社は、月の途中で辞めた。また、当時、運転手は引っ張りだこだったために、A社を辞める時

も居住地がないため寮のある次の会社を決めてから辞めた。」としており、申立人の事実経過の説明は、詳細かつ具体的であり、その後の勤務会社においても引き続き切れ目無く資格取得の届けがなされていることから判断すると、申立人が申立期間②に当該事業所に勤めていたことが推認される。

一方、事業主は、「当時、正社員は全員厚生年金保険に加入させていた。正社員のみ寮に入れていた。」と証言しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が、当該事業所の寮に住み込んで同じ業務に従事していたとして氏名を挙げた同僚には厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、申立人及び同僚が記憶している当時の当該事業所のアルバイトを除く従業員数とA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者数がおおむね一致することから判断すると、当時、A社においては、申立人を含め、当該事業所の寮に住み込みで勤務していたほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人と同じ業務に従事していたとする同僚3人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間②の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年8月から39年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、事業主及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、いずれも「申立人に記憶がない。」と供述しており、申立人が当該事業所において勤務していたことを確認する供述を得ることができない。

また、複数の同僚は、「約3か月間から6か月間の試用期間があった。」と供述していることから判断すると、申立事業所においては、従業員について必ずしも入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、C社では、「当時の関連資料は、保管しておらず、厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除等は不明。」としており、申立人の申立事業所における厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除等について確認することができない。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も無い。

また、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年11月まで

私は、平成元年3月に大学院を修了し、同年4月からA市役所、B市役所、C市役所などに勤務していた。社会人になったことを機に、国民年金保険料の納付を開始したと記憶しており、当時、実家に両親及び妹と同居し、金銭的にも不自由なく暮らしていたので、申立期間が未納であることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成元年4月にD市役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年12月ごろ、E市において払い出されていること、及び4年1月に国民年金保険料を初めて納付（元年12月から2年2月までの期間を過年度納付及び3年9月から同年10月までの期間を現年度納付）していることが確認でき、当該払出し及び納付の時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、戸籍の附票により、申立人は、平成3年9月にE市に住所を異動していることが確認でき、申立人が、「現在所持している年金手帳はE市役所で交付を受け、ほかに年金手帳の交付は受けていない。」としていることから、申立人は、E市在住時に同市役所で初めて国民年金手帳記号番号が払い出されるまで国民年金の加入手続を行っていなかったものと推認され、申立期間は、国民年金の未加入期間であったことから、国民年金保険料を納付することができなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も

見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 1 日から 63 年 8 月 31 日まで

私は、申立期間当時、A社（現在は、B社）に事務所長として勤務し、人事記録から、毎年、定期昇給やベースアップがあったことがうかがえるが、厚生年金保険の被保険者記録では申立期間の標準報酬月額が継続して同額のままであることが分かった。昭和 60 年 4 月からは単身赴任手当も受給しており、給与総額も増額されているはずなので、申立期間について、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B社が保管している人事記録に記載されている給与歴から、毎年、『本俸』及び『加給』が増額していることがうかがえるにもかかわらず、標準報酬月額が申立期間において同額のまま据え置かれている。」として申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人の標準報酬月額は昭和 58 年 10 月 1 日に 30 万円、62 年 10 月 1 日に 32 万円と増額していることが確認できる。

また、C連合会の申立人の申立期間に係る「給与報酬額」は、前述の被保険者名簿及びオンライン記録における申立期間の標準報酬月額と一致しており、さかのぼって訂正された形跡も認められない。

さらに、B社は、「A社では、厚生年金保険料については、厚生年金保険被保険者月額算定基礎届により社会保険庁(当時)から決定通知のあった標準報

酬月額に基づき控除していた。D国民健康保険組合は、毎年、事務調査を実施しており、その際に誤りや訂正があれば、その時点で修正した届出を健康保険組合と社会保険事務所(当時)に提出したと思われる。」と供述しているところ、同僚が提供した申立期間に係る給与記録(給与明細書を自ら転記したもの)では、厚生年金保険料の控除額は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録された標準報酬月額に見合う保険料額と一致していることから判断すると、申立事業所が、実際に支給した給与月額を報酬月額として届け、実際の給与月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除していたことがうかがえる。

加えて、申立人が名前を挙げ、回答が得られた6人の同僚のうち、「記憶が無い。」と回答している二人を除く4人については、「標準報酬月額に誤りは無い。」と回答している。

さらに、申立人は、「諸手当として現場手当、所長手当、住宅補給金を受給し、昭和60年4月から単身赴任手当を受給したので、給与総額が増額になっているはずだ。」と主張しているが、B社は、「諸手当は、現場により減額になることがあり、単身赴任手当の当社での導入は、平成2年2月1日である。」と供述しているところ、前述の同僚が提出した給与記録において、記載されている役付手当は年度により増減があることが確認できることなどから判断すると、申立人の報酬月額が申立期間において必ずしも増額し続けているとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。